

(学)鶴学園 広島工業大学と(公社)日本技術士会中国本部との包括的連携・協力に関する協定を締結しました。

両者は包括的な連携・協力のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、科学技術、産業等の分野で、地域の発展と人材の育成に貢献することを目的とすることとして、2021年8月12日、同大学三宅の森Nexus 21 10階スカイテリアにて、長坂康史学長と大田中国本部長との間で協定を締結しました。連携・協力事項は(1)講師派遣など産学官技の人材交流に関する事、(2)技術教育支援などの技術協力プログラム、(3)科学技術を通じた地域振興及び防災等の地域社会の貢献に関する事、(4)その他双方が合意した事項、とされています。

また、調印式の後、大田本部長から技術士会中国本部の取り組みと連携・協力に関する意見交換を行いました。

その他の出席者

【広島工業大学】副学長小黒剛成氏、共同研究機構長・産学連携推進センター長宗澤良臣氏、事務局長柳川周郎氏

【中国本部】副本部長福田直三、事務局長乗安直人、事務局長代行大江清登、事務局次長岡村幸壽



広島工業大学

学校法人鶴学園 広島工業大学



公益社団法人 日本技術士会 中国本部

The Institution of Professional Engineers, Japan Chugoku Region

学校法人 鶴学園 広島工業大学と公益社団法人日本技術士会中国本部との包括的連携・協力に関する協定書

学校法人鶴学園 広島工業大学(以下「甲」という)と公益社団法人 日本技術士会中国本部(以下「乙」という)は、次のとおり包括的連携協定を締結する。

- (目的)
- 第1条 本協定は、甲と乙が包括的な連携・協力のもと、双方の資源を有効に活用することにより、教育、学術、科学技術、産業等の分野で、地域の発展と人材の育成に貢献することを目的とする。
- (連携事項)
- 第2条 甲と乙が連携・協力する事項は、次のとおりとする。
- (1) 講師派遣など産学官技の人材交流に関する事
 - (2) 技術教育支援などの技術協力プログラムに関する事
 - (3) 科学技術を通じた地域振興及び防災等の地域社会の貢献に関する事
 - (4) その他双方が合意した事項
- (連絡調整とその窓口)
- 第3条 甲と乙は前条に掲げる事項を積極的かつ円滑に進めるため、それぞれ連絡調整に必要な担当部署を定め、お互いに調整を行うものとする。
2. 連携協力にあたり、技術士、教職員の派遣及び受け入れ並びに施設・設備・機器の利用等について、甲と乙がお互いに調整を行うものとする。
- (協議事項)
- 第4条 本協定書に定める事項について疑義が生じた場合又は本協定書に定めのない事項については、甲及び乙が協議して定めるものとする。
- (経費)
- 第5条 甲と乙の連携協力に伴う経費は、原則として各自が負担する。ただし、特別に技術士、教職員の派遣及び受け入れを要請した場合は、協議の上、要請した側がその経費を負担する。
- (守秘義務)
- 第6条 甲と乙は、本協定に基づく活動において、相手方から知り得た秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間満了後を問わず、第三者に対して開示又は漏洩してはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。
- (有効期間)
- 第7条 本協定書の有効期間は、協定締結の日から翌年3月31日までとする。ただし、本協定書の有効期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙から何らかの申し出がない場合は、有効期間満了の日の翌日から更に1年間継続するものとし、以後同様とする。

本協定の締結を証するため、本書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自が1通を保有する。

令和3年8月12日

甲

学校法人鶴学園広島工業大学

学長

長坂康史

乙

公益社団法人 日本技術士会

中国本部長

大田一夫

